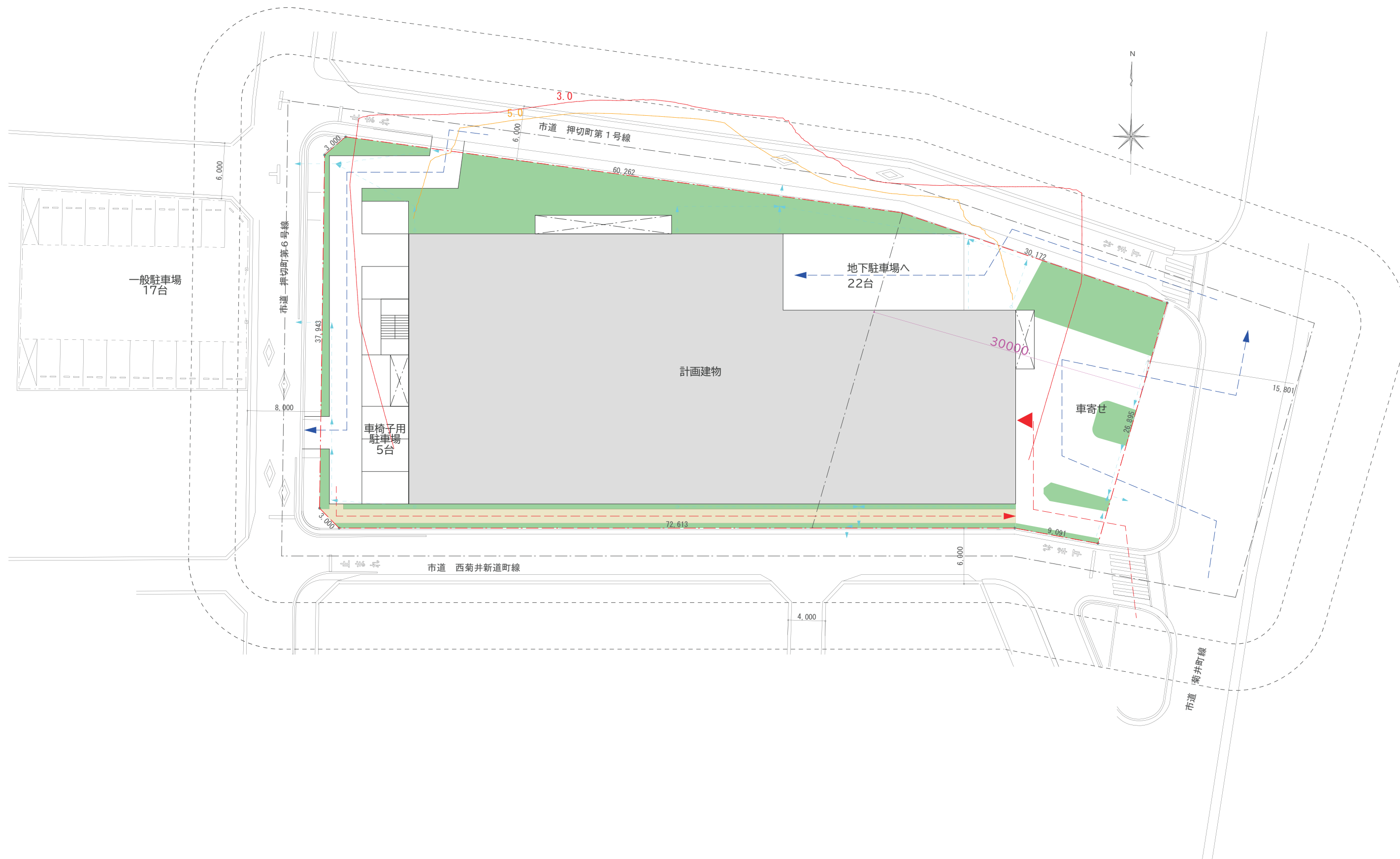


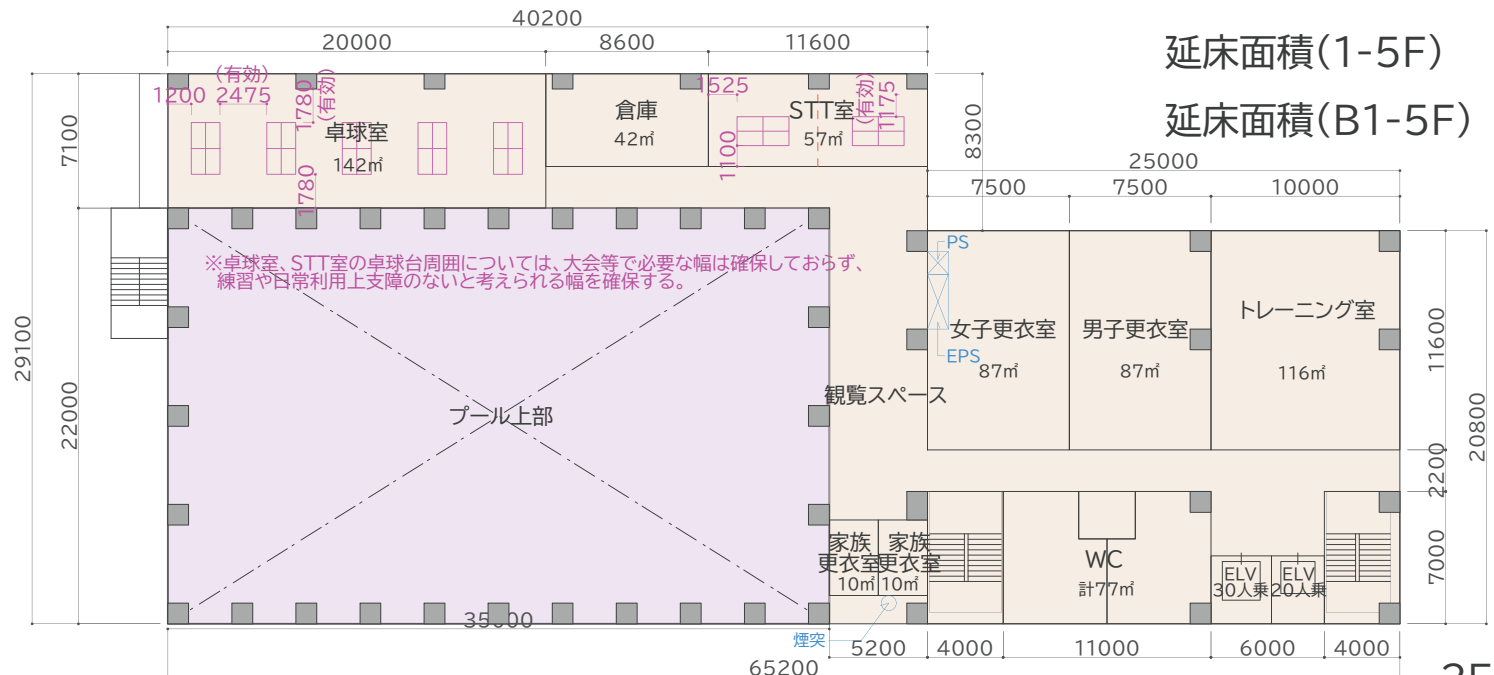
凡例

- 歩行者動線
- 自動車動線
- 雨水排水経路
- 縦樋

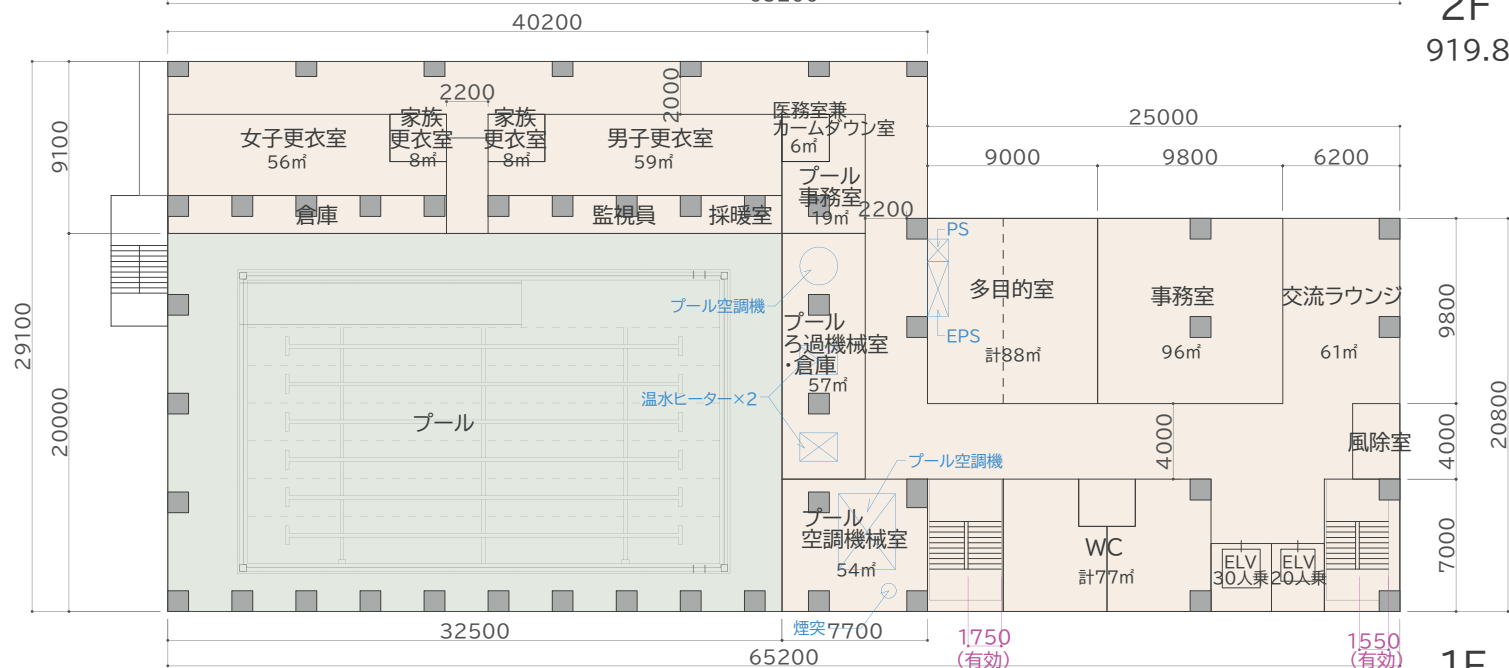


延床面積(1-5F) 4714.7㎡

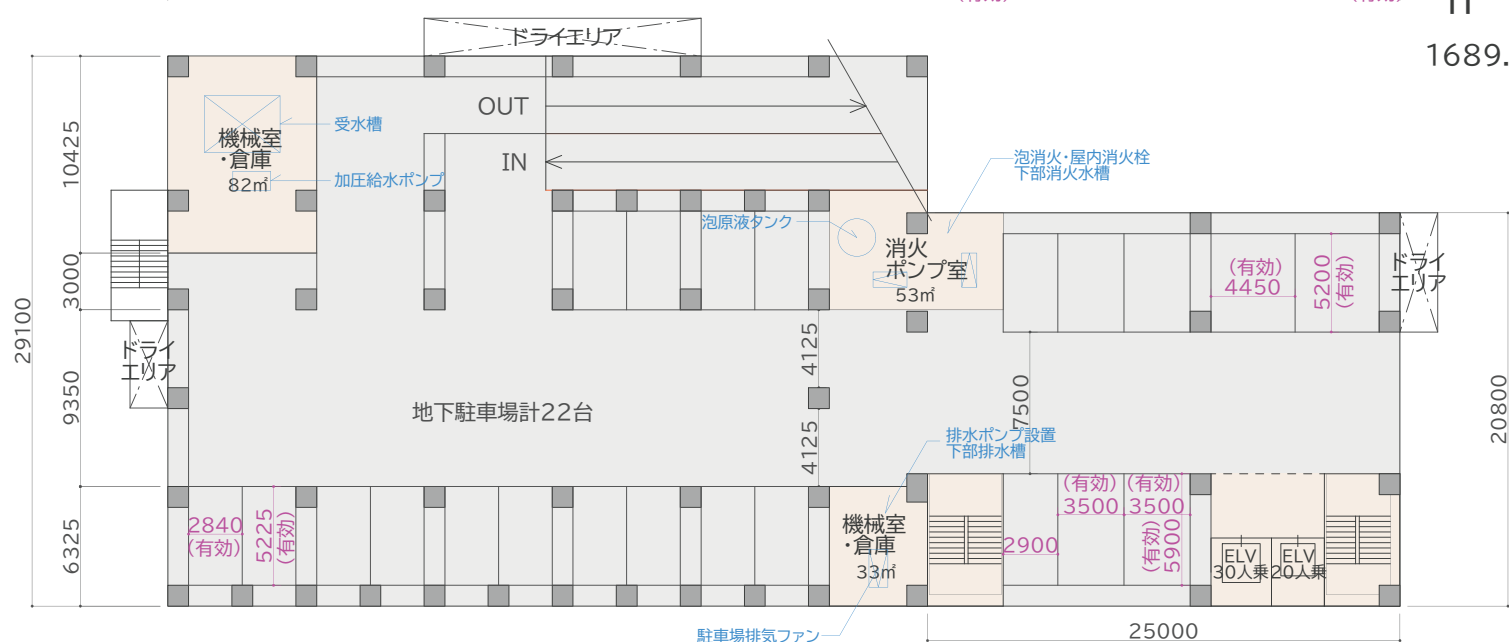
延床面積(B1-5F) 6404.5㎡



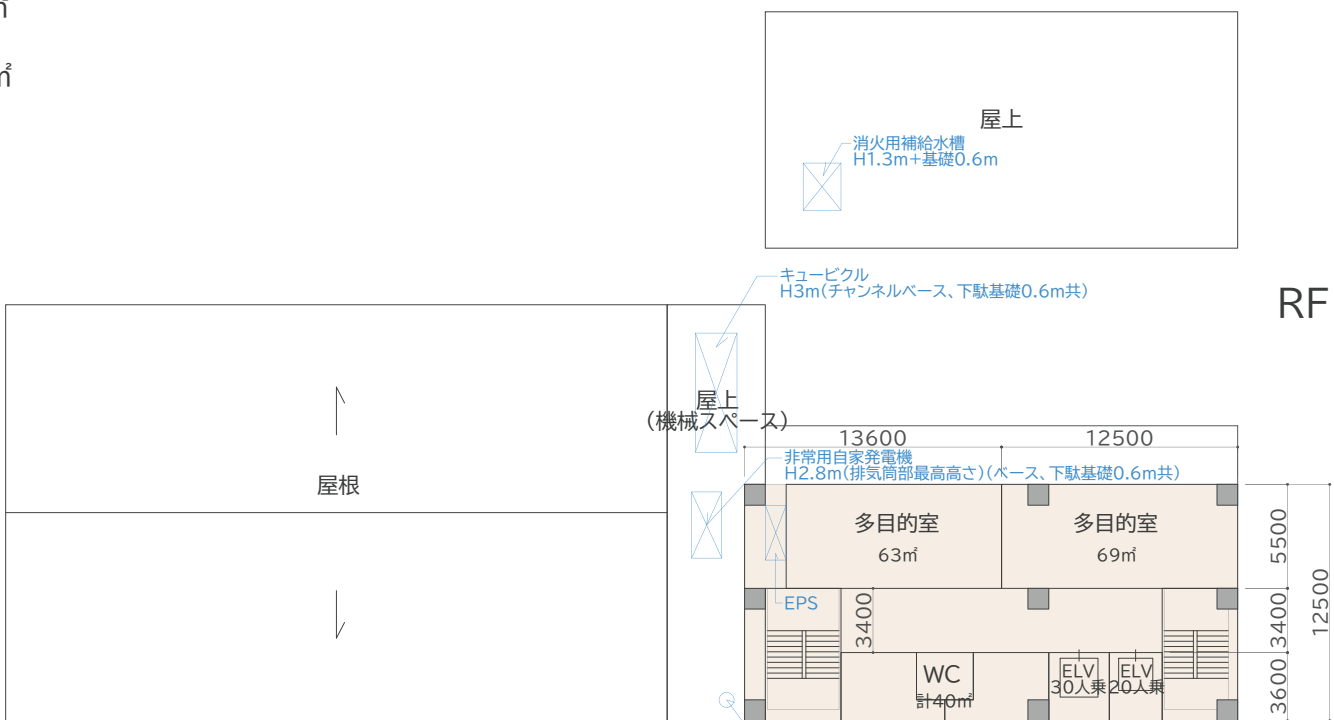
2F
919.8㎡



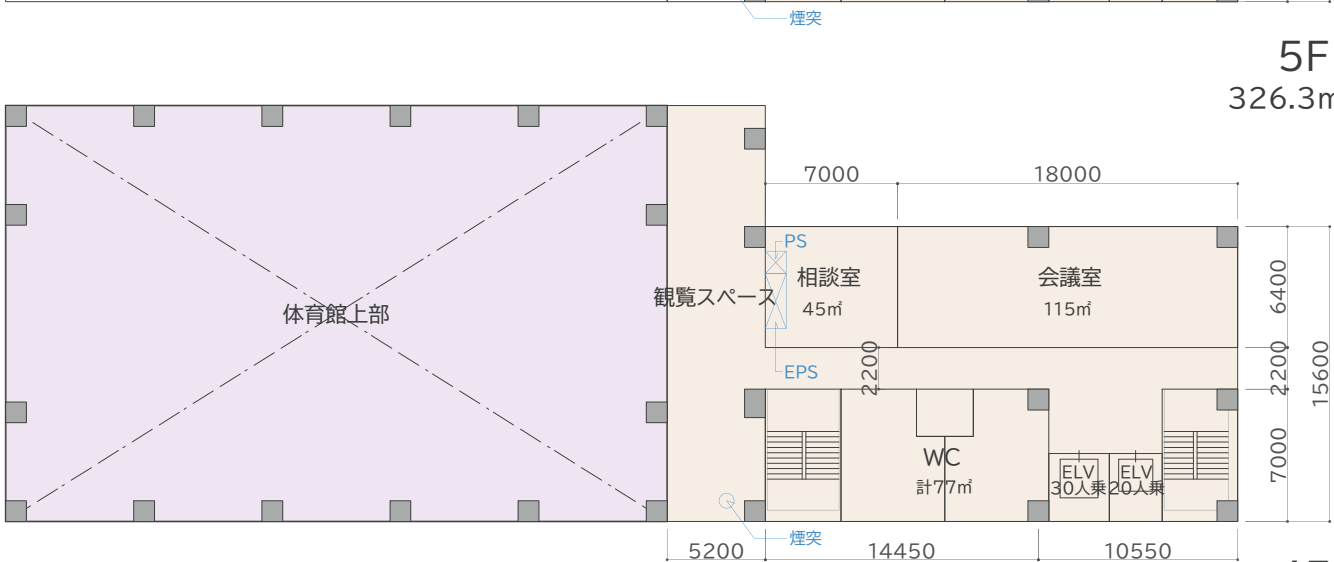
1F
1689.8㎡



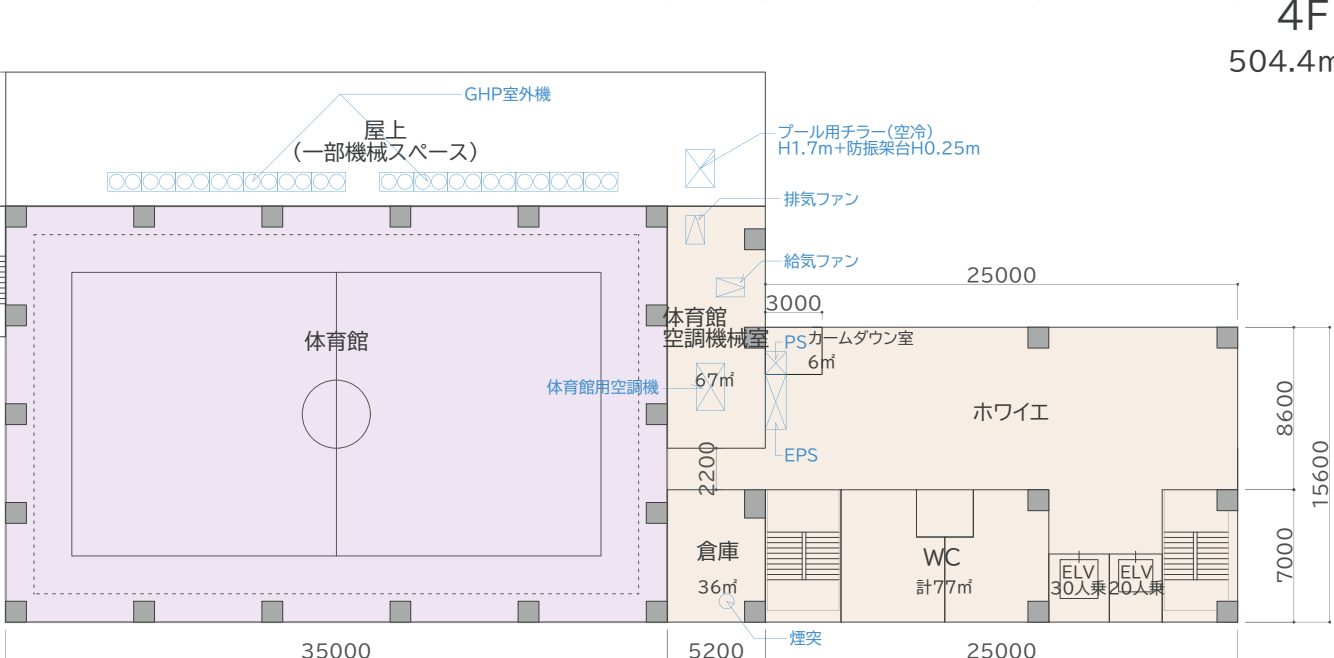
B1F
1689.8㎡



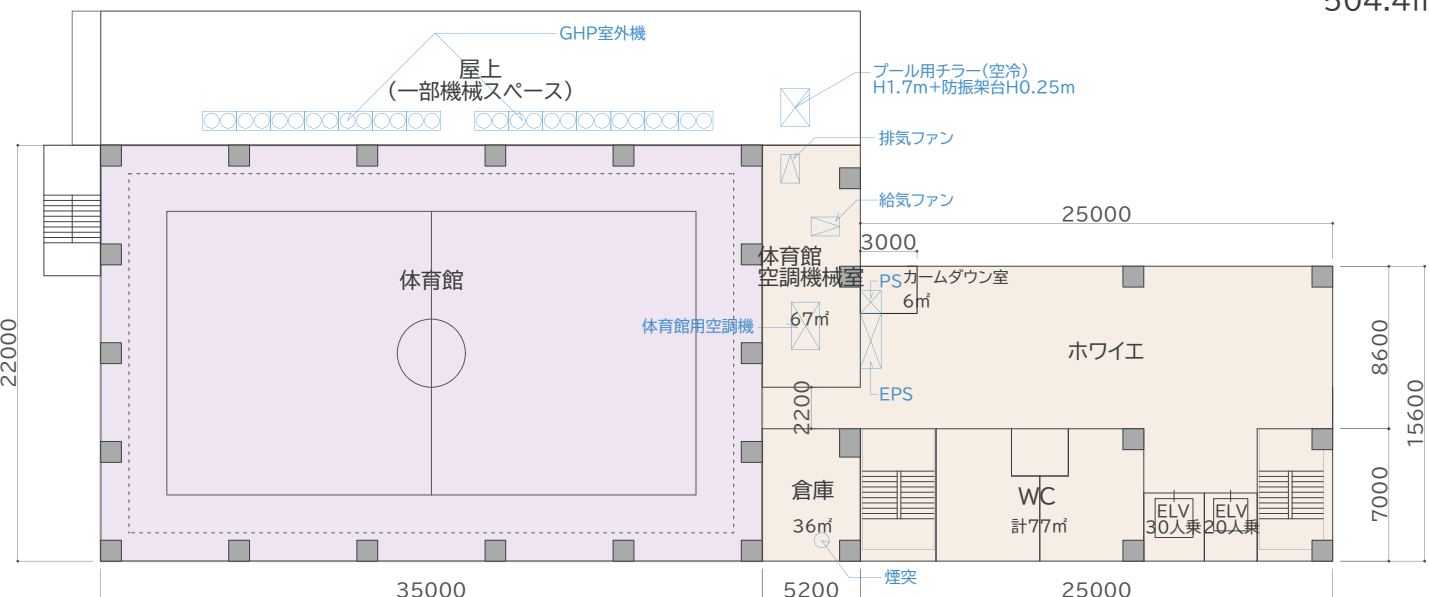
RF



5F
326.3㎡

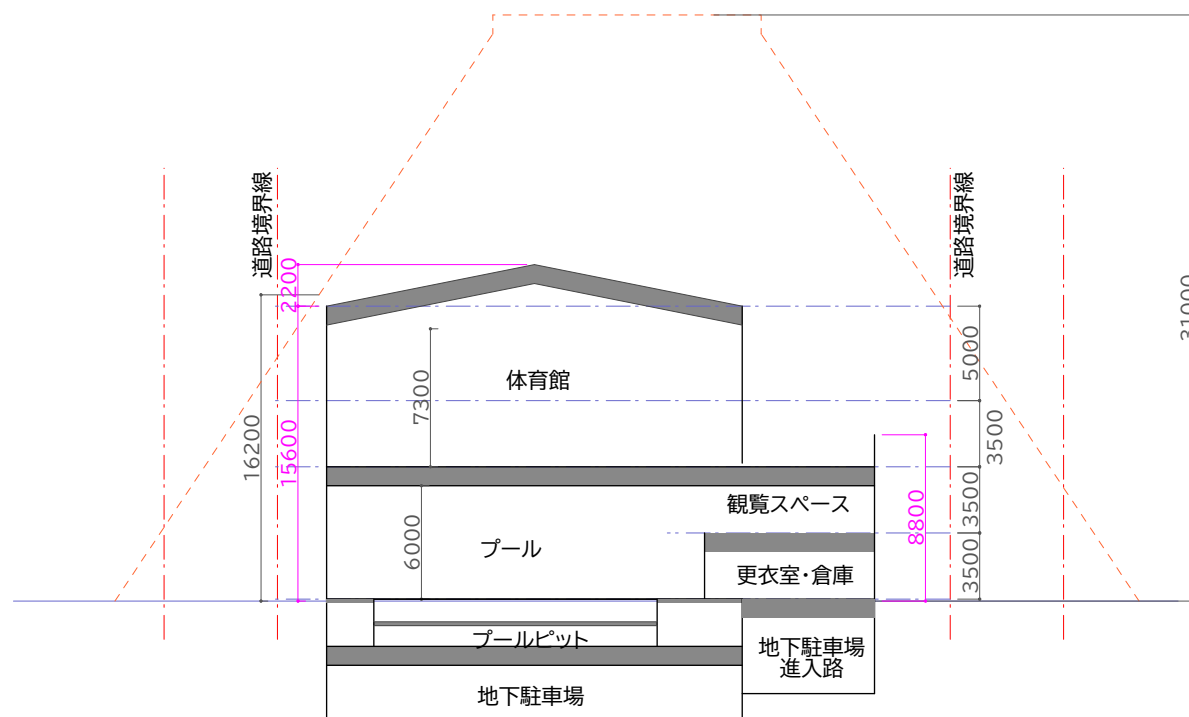
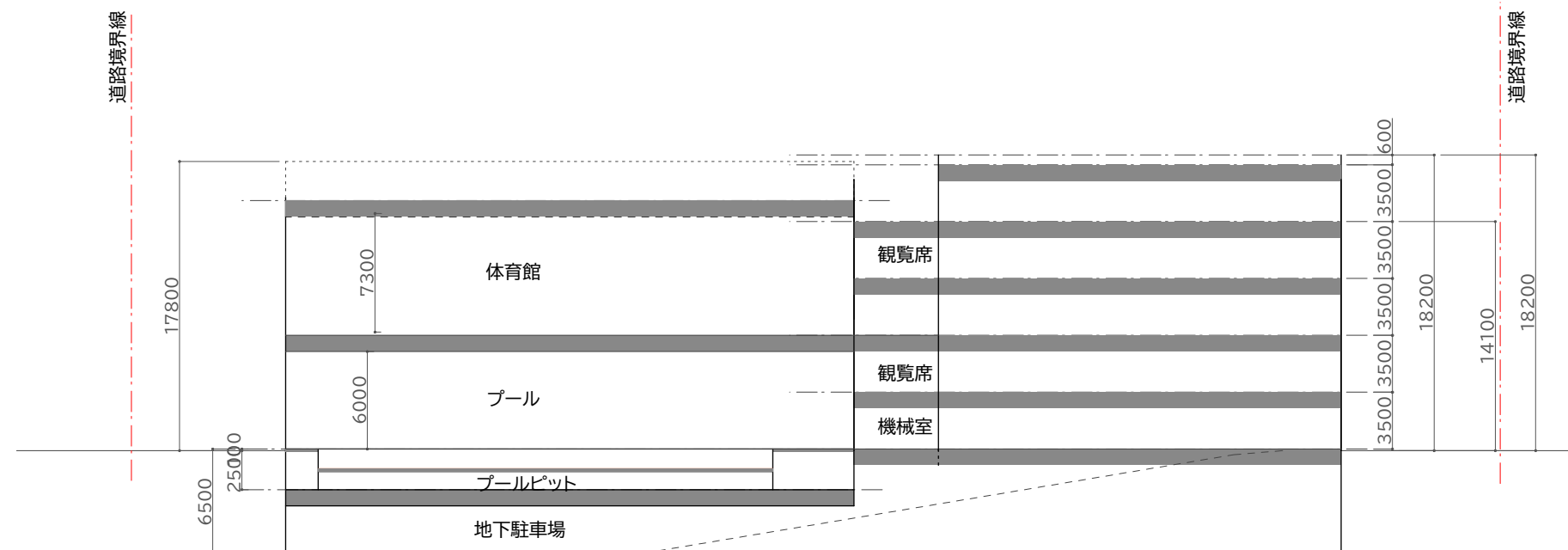


4F
504.4㎡



3F
1274.4㎡

※寸法については、(有効)と書いてある寸法以外は芯の距離を指す。
また柱梁の大きさや壁の位置等はあくまで基本計画レベルの検討であり、
今後の設計段階での検討により、寸法を含め、変わりのものである。



外觀鳥瞰



外観エントランス



外觀南西角



内観エントランスホール



内観交流ラウンジ



内観体育館



内観プール



第２編 官庁施設の基本的性能の項目

別表 官庁施設の基本的性能の項目

新名古屋市障害者スポーツセンターでは、以下の各項目について、右欄の基本低性能を満たすこととする。

			本事業での分類設定	備考
社会性	地域性	地域性	Ⅱ	
	景観性	景観性	Ⅱ	
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命		特定事務庁舎にあたらないため以下の基準を満足させるものとする。 建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による建築物の環境効率（BEE値）が1.0以上。
		適正使用・適正処理		
		エコマテリアル		
		省エネルギー・省資源		
	周辺環境保全性	地域生態系保全		
		周辺環境配慮		
安全性	防災性	耐震	Ⅱ、B、乙	
		対火災		
		1)耐火に関する性能	Ⅳ	
		2)初期火災の拡大防止に関する性能	Ⅱ	
		3)火災の避難安全確保に関する性能	Ⅰ	障害者等の利用が極めて多く、これを考慮した避難の確保が必要となると考えられるため
		対浸水	Ⅱ	
		対津波		所定の性能を満足させるものとする
		耐風		
		1)構造体の耐風に関する性能	Ⅱ	
		2)建築非構造部材の耐風に関する性能	Ⅱ	
		3)建築設備の耐風に関する性能	Ⅱ	
		耐雪・耐寒		
		1)構造体の耐雪・耐寒に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		2)外部空間、建築物の形状、仕上げ等及び建築設備の耐雪・耐寒に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		対落雷	Ⅲ	
		常時荷重		所定の性能を満足させるものとする
	機能維持性	機能維持性	Ⅱ	
	防犯性	防犯性	Ⅱ、Ⅲ	各室の所要の性能を満足させるものとする
機能性	利便性	移動		所定の性能を満足させるものとする
		操作		所定の性能を満足させるものとする
	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン		所定の性能を満足させるものとするとともに、 障害者等の利用が極めて多く、これを配慮し、市の「福祉都市環境整備指針」に定める技術的基準を満足させるものとする
	室内環境性	音環境	Ⅱ、Ⅲ	各室の所要の性能を満足させるものとする
		光環境	Ⅱ、Ⅲ	各室の所要の性能を満足させるものとする
		熱環境	Ⅰ、Ⅱ	各室の所要の性能を満足させるものとする
		空気環境	Ⅰ	
		衛生環境		所定の性能を満足させるものとする
		振動		
		1)人の動作又は設備による振動に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		2)交通による振動に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		3)風による振動に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
	情報化対応性	情報化対応性		
		1)情報処理機能に係る情報化対応性に関する性能	Ⅲ	
		2)情報交流機能に係る情報化対応性に関する性能	Ⅱ	
経済性	耐用性	耐久性		
		1)構造体の耐久性に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		2)建築非構造部材の耐久性に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		3)建築設備の耐久性に関する性能		所定の性能を満足させるものとする
		フレキシビリティ	Ⅱ	
	保全性	作業性		所定の性能を満足させるものとする
		更新性		所定の性能を満足させるものとする

名古屋市障害者スポーツセンター
福祉都市環境整備指針(令和 4 年 3 月 名古屋市)への対応状況及び考え方

項目	主な基準等	計画内容
駐車場	・車いす使用者用駐車スペースを駐車台数の 50 分の 1 以上設ける ・車いす使用者用駐車スペースの幅員は、車いす使用者に配慮し 350 cm 以上とし、そのうち有効幅員 140 cm 程度を乗降用スペースとする ・車いす使用者用駐車スペースの奥行きは 500 cm 以上とする	基準に従う
玄関廻り	・玄関の内外は、同一レベルとし、床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする ・玄関には、車いす使用者などの雨天時の乗降を考慮して、屋根またはひさしを設けることが望ましい	基準に従う
出入口	・出入口(戸):有効幅員 90 cm 以上を標準とする ・内部出入口:有効幅員 80 cm 以上を標準とする ・玄関など主要な出入口:有効幅員 100 cm 以上とする(120 cm 以上が望ましい)	基準に従う
廊下	・移動等円滑化経路に該当する廊下:有効幅員 180 cm 以上とする(車いす使用者同士のすれ違いを考慮) ・その他の廊下:有効幅員 140 cm 以上とする(車いすで 180 度回転可能) ・廊下に面する戸は、原則として引き戸または内開き戸とする	基準に従う
階段	・階段及び踊り場:2 本杖使用者の利用を考慮し有効幅員 150 cm 以上が望ましい ・蹴上げ:16 cm 以下が望ましい ・踏面:30 cm 以上が望ましい ・踏込み:2 cm 以下が望ましい ※蹴上げ、踏面は次の計算式を満たす寸法がなお望ましい $55 \text{ cm} \leq T + 2R \leq 65 \text{ cm}$ (T:踏面、R:蹴上げ) ・手すりを両側に連続して設ける	基準に従う
エレベーター	・エレベーター前のスペース :150 cm 以上×150 cm 以上とする(車いすが回転可能) 180 cm 以上×180 cm 以上が望ましい(電動車いすが回転可能) ・出入口開口部:有効幅員 80 cm 以上(90 cm 以上が望ましい) ・かごの内法寸法:幅 140 cm、奥行き 135 cm(11 人乗り)以上で車いすの転回に支障がない構造とする ・緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き(概ね 200 cm 以上)のあるエレベーターを導入することが望ましい	基準に従う

バリア フリー トイレ	・バリアフリートイレを1以上設ける。なお、異性による介助に配慮し、男女別のバリアフリートイレのみを設けることは避け、バリアフリートイレのうち1以上は男女共用とする ・各設備を使用でき、車いす使用者が 360 度回転できるよう、直径 150 cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ便房の標準内法寸法は 200 cm×200 cm以上を基本とする ・建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合には内方寸法 150 cm×180 cm以上(側方進入の場合)または内方寸法 130 cm×200 cm以上(直進または側方進入の場合)の簡易型バリアフリートイレを設ける ・有効幅員は 90 cm以上とすることが望ましい	基準に従う
シャ ワ ー 室 ・ 更衣室	・シャワー室、更衣室への主出入口の有効幅員は、90 cm以上とすることが望ましい ・シャワーブースや更衣ブースは車いすで回転できるスペースを確保する ・ブース内に、車いすから移動して利用できる脱衣ベンチを置く	基準に従う

新たな障害者スポーツセンター 建築基準法チェックリスト

■用途：体育館・プール等

項目	条項	規制の内容	計画内容
地階	令1条 三	床が地盤面下にある階で床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3以上のもの	地階あり。
屋根	法22条 法62条 H12告1365号	特定行政庁が指定する区域（法22条地域）、防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、1. 不燃材料で造るか、又は葺く 2. 屋根を準耐火構造とする 3. 屋根を耐火構造にする	耐火構造の為、30分耐火以上とする。
防火壁	法26条	延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によって1,000㎡以内に区画しなければならない	耐火建築物とするため該当しない。
耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物	法27条 法別表第1 法別表第2	耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物の条件	特殊建築物（別表1（3）3階以上を体育館等）により耐火建築物とする。
耐火建築物	法2条五、七、九の二 令107条	主要構造部が耐火構造であること 構造上重要でない間仕切壁、ひさし、屋外階段その他これらに類する部分を除く 耐火性能に関する技術的基準 最上階から4以内の階で、耐力壁、柱、床、はり 1時間、屋根及び階段 30分 最上階から5以上14以内の階で、耐力壁、柱、床、はり 2時間、屋根及び階段 30分	柱・はり はB1～1階を2時間耐火、2～5階を1時間耐火。 床はB1～2階を2時間耐火、3～R階を1時間耐火。屋根及び階段は30分耐火とする。 （H12建告1399号） 耐力壁はB1～1階を2時間耐火、2～5階を1時間耐火。
石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	令28条の2 令20条の4 令20条の5 令20条の6	石綿を添加した建築材料を使用しないこと 居室を有する建築物は建築材料及び換気設備について政令に定める技術的基準に適合するものとする	石綿を含む建築材料を使用しない。 クロルホルピス又はホルムアルデヒドを添加していない建築材料を使用する。
避雷設備	法33条	高さ20mをこえる建築物には有効に避雷設備を設けなければならない	非該当
昇降機	法34条 令129条の3～令129条の13	昇降機及び昇降路の周壁及び開口部の構造	構造基準に従う
廊下の幅	法35条 令119条	居室の床面積の合計が200㎡を超える階におけるものは両側居室で1.6m、片側諸室で1.2m以上	両側居室で1.6m、片側諸室で1.2m以上で計画。
階段及び踊場の	令23条	直上階の居室の床面積の合計が200㎡をこえる	基準に従う

項目	条項	規制の内容	計画内容
幅並びに階段の けあげおよび踏 面の寸法		地上階は階段及び踊場の幅 120 cm 以上、けあげ 20 cm 以下、踏面 24 cm 以上とする 上記以外は階段及び踊場の幅 75 cm 以上、けあげ 22 cm 以下、踏面 21 cm 以上とする 屋外階段で令 120 条、令 121 条によるものの幅は 90 cm 以上 その他のものにあつては幅 60 cm 以上	
踊場の位置及び 踏幅	令 24 条	階段で高さが 4m をこえるものは高さ 4m 以内ごとに踊場を設けなければならない	踊場を設ける
階段等の手すり 等	令 25 条	階段及び踊場の両側には手すり又は側壁を設けなければならない	両側に手すりを設ける
階段に代わる傾 斜路	令 26 条	階段に代わる傾斜路の勾配は 1/8 をこえないこと。表面は粗面又はすべりにくい材料とする	階段に代わる傾斜路は設けない
直通階段の設置	法 35 条 令 120 条 法別表第 1	居室の各部分から直通階段の一に至る歩行距離 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合 1. 採光上の無窓居室から 30m 以下 2. 1 以外の居室から 50m 以下 当該居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路の壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く）及び天井の仕上げを準不燃材料でしたものには上の値に+10	歩行距離は左の数値以下とする
2 以上の直通階 段を設ける場合	法 35 条 令 121 条	5 階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては 200 m ² を、その他の階にあつては 100 m ² を超えるもの 主要構造部が準耐火構造であるか不燃材料で造られている建築物は上記の「100」を「200」に、「200」を「400」とする 居室の各部分から各直通階段に至る歩行経路のすべてに共通の重複区間の長さは前条の歩行距離の 1/2 をこえてはならない	左記の基準に基づき設置
屋外階段の構造	令 121 条の 2	前 2 条の規定による直通階段で屋外に設けるものは木造としてはならない	左記の基準に基づき設置
避難階段の設置	令 122 条	5 階以上の階に通ずる直通階段は避難階段とする	直通階段は避難階段とする

項目	条項	規制の内容	計画内容
避難階段の構造	令 123 条 1 項 令 123 条 2 項	屋内避難階段 階段室は耐火構造の壁で囲み、出入口は避難方向に開く自閉式の防火設備とする 仕上げ下地を不燃材料とし、採光上有効な窓又は非常用照明を設ける	左記の基準に基づき設置
		屋外避難階段 その階段に通ずる出入口以外の開口部から 2m 以上の距離に設ける（面積 1 m ² 以内の防火設備であるはめ殺し戸を除く）屋内からの出入り口には防火設備を設ける 耐火構造とし地上まで直通する	左記の基準に基づき設置
屋外への出口	令 125 条	避難階における階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は令 120 条の数値以下	基準の数値以下とする
排煙設備	令 126 条の 2 H12 告 1436 号 1 項 4 号ハ	排煙設備を設けなければならないもの ①別表第 1 い欄 1 項～4 項の特殊建築物で延面積が 500 m ² を超えるもの ②階数が 3 以上で延面積が 500 m ² を超える建築物（高さ 31m 以下の部分の居室で 100 m ² 以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く） 階段、昇降機の昇降路の部分を除く	該当 排煙方式は自然排煙を原則とする。
		告示による緩和規定（特殊建築物は地階に存するものを除く） （1）壁、天井の仕上げを準不燃材料とし防火設備で区画した室（居室を除く。） （2）床面積 100 m ² 以下で防煙壁で区画した室（居室を除く。） （3）床面積 100 m ² 以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は常閉等の防火設備で区画し、かつ壁、天井の仕上げを準不燃材料とした居室 （4）床面積 100 m ² 以下で壁、天井の仕上下地を不燃材料とした居室	構造基準に従う
非常用の照明装置	令 126 条の 4 H12 告 1411 号	採光上の無窓居室又は延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物の居室及びこれらの居室から地上に通ずる廊下、階段の部分で照明装置の設置を通常する部分に非常用の照明装置を設ける	必要な場所に設置
非常用の進入口	令 126 条の 6 令 126 条の 7	高さ 31m 以下の部分にある 3 階以上の階の、道または道に通ずる幅員 4m 以上の通路その他の空	高さ 31m 以下該当階に非常用進入口を設置

項目	条項	規制の内容	計画内容
		地に面する外壁面には非常用の進入口を設けなければならない	
敷地内の避難上及び消火上必要な通路等	令 128 条	令 125 条第 1 項の出口から道、広場その他の空地に通ずる幅員 1.5m 以上の通路を設けなければならない	出口から道まで 1.5m 以上の通路を設置
特殊建築物の内装	法 35 条の 2 令 128 条の 3 の 2 令 128 条の 4 令 128 条の 5 H12 告 1439 号	体育館等の用途に供する耐火建築物で、3 階以上の床面積の合計が 500 m ² 以上のものは当該用途に供する居室の壁（高さ 1.2m 以下を除く）及び天井を難燃以上（3 階以上に居室がある場合居室の天井は準不燃以上）、当該居室から地上に通ずる廊下、階段の壁及び天井を準不燃以上とする（100 m ² 以内ごとに準耐火構造の壁と防火設備で区画された居室を除く）	該当する 左記の基準に基づき設置
		体育館等の用途に供する特殊建築物で、地階に設ける居室は当該居室及びこれから地上に通ずる廊下、階段の壁及び天井を準不燃以上とする	非該当
		階数 3 以上で延べ面積が 500 m ² を超えるもの又は階数が 2 で延べ面積が 1,000 m ² を超える建築物は居室の壁（高さ 1.2m 以下の部分を除く）及び天井を難燃以上、当該居室から地上に通ずる廊下、階段の壁及び天井を準不燃以上とする（特殊建築物は緩和なし）	該当する 排煙設備又はスプリンクラーのない居室の内装材は 1.2 m 以上を難燃以上とする。廊下等は準不燃以上とする
		準不燃の天井と木材等及び難燃の壁の組み合わせは上記の居室の難燃の内装に準ずるものとする 木材等の厚さにより下地の制限を受ける	基準に従う
		床面積が 50 m ² を超える排煙上の無窓居室を有する建築物は当該居室及び当該居室から地上に通ずる廊下、階段の壁及び天井を準不燃以上とする	50 m ² 以上の無窓居室と当該居室から地上に通ずる廊下、階段の壁及び天井を準不燃以上とする
		内装制限を受ける調理室等は当該居室の壁及び天井を準不燃以上とする	調理室を設ける予定なし
		前各項の規定は自動式のスプリンクラー設備その他これらに類するもの及び排煙設備を設けた建築物の部分については適用しない	内装制限はスプリンクラー設備又は排煙設備のない部分について適用
無窓の居室等の主要構造部	法 35 条の 3	採光上の無窓居室は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造らなければな	下地仕上共不燃材料とする

項目	条項	規制の内容	計画内容
		らない	
延焼のおそれのある部分	法 2 条第六号	同一敷地内の 2 以上の建築物相互の外壁間の中心線から、1 階にあっては 3m 以下、2 階にあっては 5m 以下の部分	敷地内に別建物の予定なし 非該当
防火戸その他の防火設備	法 2 条第九号の二 令 109 条	耐火建築物の外壁の延焼のおそれのある部分には防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備を設ける	延焼のおそれのある部分には防火戸を設置
防火区画	令 112 条	主要構造部を耐火構造とした建築物（耐火建築物）で、延べ面積が 1,500 m ² を超えるものは、1,500 m ² 以内ごとに準耐火構造の床もしくは壁又は特定防火設備で区画 （自動式のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の 1/2 を除く） 吹抜け、階段室、昇降機の昇降路、DS 等については当該部分とその他の部分を準耐火構造の壁と遮煙性能を有する防火設備で区画 避難階からその直上階のみに通ずる吹抜けは壁及び天井の仕上げと下地を不燃にすれば緩和できる	階段及び昇降機を縦穴区画とし、遮煙性能を有する防火設備で区画する（EV 乗場戸は「認定遮煙特定防火設備」） EPS 及び PS は層間区画とする 面積区画は階ごととする
	令 112 条 16 項	防火区画に接する外壁は幅 90 cm 以上の部分を準耐火構造としなければならない 外壁面から 50 cm 以上突出した準耐火構造のひさし、床、そで壁で防火上有効に遮られている場合はこの限りでない	防火区画に接する外壁のスパンドレル部分を 1 時間準耐火構造以上とする
用途地域	法 48 条 法別表第 2	用途地域内に建築してはならない建築物	該当せず
容積率	法 52 条	容積率の制限（254%）	制限以下
建ぺい率	法 53 条	建ぺい率の制限（80%）	制限以下
建築物の各部分の高さ	法 56 条 法別表第 3	建物高さは前面道路の反対側の境界線から後退距離に相当する外側の線からの水平距離の 1.25 倍以下とする	制限以下
		建物高さは隣地境界線からの水平距離の 1.25 倍に 20m を加えたものの以下とする	非該当
2 以上の前面道路がある場合	令 132 条	前面道路が 2 以上ある場合には幅員の最大な前面道路の境界線からの距離がその幅員の 2 倍以内かつ 35m 以内の区域及びその他の前面道路の中心線からの距離が 10m をこえる区域について	東側道路が最大幅員のため、北側道路、南側道路について左記基準で検討

項目	条項	規制の内容	計画内容
		はすべての前面道路が幅員の最大の前面道路と同じ幅員とみなす	
日影による中高層の建築物の高さの制限	法 56 条の 2 法別表第 4	日影による高さの制限	5H、3H、測定面高さ H=4m (近隣商業地域のみ該当) 規制内で計画
高さの算定方法	法 92 条 令 2 条 1 項六	地盤面からの高さ ただし法 56 条 1 項 1 号 (道路斜線) では前面道路の中心線からの高さとする 階段室等で屋上部分の水平投影面積の合計が建築面積の 1/8 以内の場合はその部分の高さは 12 m まで算入しない 棟飾、防火壁等の屋上突出物は建築物の高さに算入しない	階段室等の建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が建築面積の 1/8 以内のため、RF パラペット天とする

消防設備等チェックリスト (1)

建物名称	名古屋市障害者スポーツセンター		構造	S又はRC	棟別名称								備考
			耐火仕様	●耐火、○準耐、○簡易耐	規模	階		B1	1	2	3	4	
防火対象物	6項ハ		敷地面積	3,632.25㎡		施設内容	駐車場	プール、多目的室等	トレーニング室、卓球室等	体育館等	会議室等	多目的室等	
			延床面積	6,404.50㎡									
	総務省で定める部分以外の面積					概略面積（㎡）		1,689.80	1,689.80	919.80	1,274.40	504.40	
政令	消防設備				収容人数							*収容人数は要確認	
第1条の2	防火対象物の指定		●別表第（1）～（20）項										
10条1-5 規5の2	無窓階の判定		●床面積の1/30の有効開口部				無	有	有	有	有	有	
10条	消火器具		●（6項ハ）50㎡以上（地階無窓階） ●（6項ハ）150㎡以上 ○少量危険物 1/5倍以上 ○指定可燃物 1倍以上				●	●	●	●	●	●	
11条	屋内消火栓設備		●（6項ハ）2,100㎡以上（耐火） ●地階を除く階数が4以上 ○指定可燃物 750倍以上				●	●	●	●	●	●	
12条	スプリンクラー消火設備		●特定用途6,000㎡以上 ●地階無窓階1,000㎡以上 ○11階以上 全部 ○指定可燃物 1,000倍以上				●	●	●	●	●	●	
13～18条	水噴霧消火設備等→泡、粉末（水、泡、CO2、粉末、イージェン、FM200）		○飛行機または回転翼航空機の格納庫 ○電気室 200㎡以上もしくは油入機器1,000kw以上 ○通信機器室 500㎡以上 ●火気使用室 200㎡以上 ○指定可燃物 1,000倍以上				×	▲	×	×	×	×	プール機械室が該当可能性有り
19条	屋外消火栓設備		○1F+2Fの延面積 3,000以上、準耐火6,000以上、耐火9,000以上				×	×	×	×	×	×	
21条	自動火災報知設備		●（6項ハ）300㎡以上 ○11階以上の階 ○通信機器室 500㎡以上 ○指定可燃物 500倍以上				●	●	●	●	●	●	1階事務室に受信機設置
21-2条	ガス漏れ火災警報設備		●1,000㎡以上（地階のみ）				●	×	×	×	×	×	
23条	消防機関へ通報する火災報知設備		●（6項ハ）延床面積500㎡以上				×	×	×	×	×	×	電話設置による設置免除
24条	非常警報器具又は非常警報設備	非常ベル又は非常放送など	●収容人員20人以上 ●地階・無窓階の収容人員20人以上				×	×	×	×	×	×	自動火災報知設備設置による設置免除
		非常放送+非常ベル等	○地階を除く階数11以上又は地階の階数が3以上				×	×	×	×	×	×	

消防設備等チェックリスト（2）

建物名称	名古屋市障害者スポーツセンター		構造	S又はRC	棟別名称								備考
			耐火仕様	●耐火、○準耐、○簡易耐	規模	階		B1	1	2	3	4	
防火対象物	6項ハ		敷地面積	3,632.25㎡		施設内容	駐車場	プール、多目的室等	トレーニング室、卓球室等	体育館等	会議室等	多目的室等	
			延床面積	6,404.50㎡									
	総務省で定める部分以外の面積					概略面積（㎡）		1,689.80	1,689.80	919.80	1,274.40	504.40	
政令	消防設備				収容人数							*収容人数は要確認	
25条	避難器具		○3階以上の直通階段1のみの階 ●収容人員20人以上（避難階は不要）				×	×	●	●	●	●	避難階段設置による減免検討 利用実態に応じた避難形態を検討 する必要がある。
26条	誘導灯及び 誘導標識	誘導灯	●全て				●	●	●	●	●	●	
		誘導標識											
27条	消防用水		○敷地面積20,000以上かつ1F+2Fの延面積 耐火15,000以上 ○高さ31mを超え、地階を除く延床面積25,000㎡以上				×	×	×	×	×	×	
28条	排煙設備		●地階または無窓階の床面積1,000以上の2，4，10，13項				▲	×	×	×	×	×	地下駐車場が従属扱い13項イに 該当か要検討
28条の2	連結散水設備		●（地）床面積 700㎡以上				●	×	×	×	×	×	
29条	連結送水管		○地上階7以上 ●地上階5以上かつ延面積6,000㎡以上				●	●	●	●	●	●	
29条の2	非常コンセント		○地上階11以上				×	×	×	×	×	×	
危険令10条	避雷設備		○指定数量の10倍以上の危険物の貯蔵倉庫				×	×	×	×	×	×	
上記11， 12， 13～18条・ 28条	非常電源設備		●消火設備に伴い設置				自家発電設備						
規12条8項	総合操作盤		○50,000㎡以上、15階以上かつ30,000㎡以上 ○11階以上10,000㎡以上（消防署長） ○特定用途5階以上20,000㎡以上（消防署長） ○地階の床面積5,000㎡以上（消防署長）				×	×	×	×	×	×	
注意事項			・●は、消防法上該当する事項 ・○は、消防法上該当しない事項			・●は法により消防設備を設置することを示す ・×は法による消防設備の設置義務がないため消防設備を設置しないことを示す。（他設備による代替含む） ・▲は法による消防設備の設置義務はないが、消防との協議により設置することを示す。 ・（地）は地階、（無）は無窓階、（nF）はn階以上を示す。							
確認事項													